

国土強靱化の取組の着実な推進について

令和 3 年 7 月 29 日
国土強靱化の推進に関する
関係府省庁連絡会議

1. 基本認識

- 我が国は、気候変動の影響により自然災害の激甚化・頻発化に晒されており、南海トラフ地震、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震、首都直下地震等の大規模地震も切迫している。また、高度成長期以降に集中的に整備されたインフラが今後一斉に老朽化するが、適切な対応をしなければ負担の増大のみならず、社会経済システムが機能不全に陥るおそれがある。このような危機に打ち勝ち、国民の生命・財産を守り、社会の重要な機能を維持するため、令和2年12月に「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」（以下「5か年加速化対策」という。）を閣議決定し、防災・減災、国土強靱化の取組の更なる加速化・深化を図ることとした。
- 令和3年6月には、国土強靱化の取組を円滑かつ着実に推進するため、「国土強靱化基本計画」（以下「基本計画」という。）や5か年加速化対策を踏まえて当該年度に実施すべき主要施策を明示するとともに、定量的な指標により進捗状況を把握・管理し、施策の充実を図るため、国土強靱化年次計画2021（以下「年次計画2021」という。）を国土強靱化推進本部において決定したところであり、関係府省庁においては、基本計画や年次計画2021に定める施策の推進方針に則り、各施策の目標が着実に達成されるよう、5か年加速化対策をはじめとする国土強靱化の取組を進めていくことが必要である。
- 一方、国土強靱化をさらに推進し実効性あるものとするためには、国のみならず、地方公共団体や民間事業者が総力を挙げて積極的に取り組むことが不可欠である。
- 国土強靱化地域計画（以下「地域計画」という。）は、令和3年7月1日現在、47都道府県及び1,422市区町村が策定済み、311市区町村が策定中である。引き続き、国土強靱化のさらなる推進に向け、市区町村における地域計画の速やかな策定・改訂及び地域の強靱化の取組を促していくことが重要である。

- また、民間の取組は、新たなイノベーションや更なる民間投資の拡大をもたらす、我が国の持続的な経済成長等にも貢献するものであることを踏まえ、国土強靱化貢献団体認証制度の周知・普及、企業の生産力の強靱化を図ること等を通じて、民間の取組を促進することが重要である。
- 今後も、国と地方公共団体、官と民が連携しながら、強靱な国づくりを着実に推進し、強靱な国づくりに進めていく必要がある。

2. 国土強靱化の取組の着実な実施に向けて

関係府省庁は、以下に留意しつつ、年次計画 2021 に定められた施策を着実に推進するとともに、今年度の災害発生状況を踏まえ、適切な対応を速やかに行う。

(1) 5か年加速化対策の推進

- 年次計画 2021 において、5か年加速化対策のフォローアップを行った結果、全体でおおむね 15 兆円程度の事業規模（財政投融资の活用や民間事業者等による事業を含む）を目途としていたところ、初年度となる令和 3 年度分は約 4.2 兆円の事業規模となることを確認したところである。5か年加速化対策による国土強靱化の取組の更なる加速化・深化を踏まえつつ、引き続き、基本計画に基づき、安全、安心かつ災害に屈しない強さとしなやかさを備えた国土づくりを計画的かつ強力に進めることとする。
- 関係府省庁は、対策ごとに設定した中長期の目標に基づき進捗管理を行い、地域経済の活性化に寄与する公共事業等が円滑に実施されるよう、適正な積算の実施や工期の設定に努めるとともに、繰越明許費の適切な活用や債務負担行為の積極的な活用による施工時期の平準化や地域の実情を踏まえた適切な規模での発注等を推進するなど、適切な執行等に努める。
- なお、次年度以降においても、引き続き、各年度の進捗についてフォローアップを行うため、「防災・減災、国土強靱化のための 5か年加速化対策の進捗状況について」（令和 3 年 1 月 20 日付事務連絡）と同様に、中長期の目標の達成状況、措置した予算による事業規模を把握する。
- また、地域レベルで 5か年加速化対策の取組が見えるよう、具体の実施箇所・現場における広報等の積極的な PR に努めるとともに、5か年加速化対策をは

じめ国土強靱化の取組が効果を発揮した事例について把握し、分かりやすく取りまとめ、HP 等において公表するなど、積極的な周知に努める。

(2) 3か年緊急対策のフォローアップ

- 年次計画 2021 において、3か年緊急対策のフォローアップを行った結果、対策期間である令和2年度までに約6.9兆円（財政投融资の活用や民間事業者等による事業を含む）を確保し、順調に進捗したことを確認しているが（当初は全体でおおむね7兆円程度の事業規模を目途）、一方で一部の対策項目において対策が未完了となっており、目標達成に向けた検討が必要であることから、関係府省庁において、制度改正を含めた対応検討を進めるものとする。

(3) 地域計画の策定・改訂及び地域の国土強靱化の取組の促進（国土強靱化地域計画に基づき実施される地域の強靱化の取組支援）

- 地域計画は、基本計画との調和が必要であり、また、その中で国の施策等を位置づける場合もあることから、関係府省庁（出先機関を含む）は、地域計画の策定及び5か年加速化対策を踏まえた地域計画の内容充実、地域計画に基づく取組の実施に当たり、地方公共団体等に対して十分連携・協力をを行う。
- 関係府省庁は、令和3年度予算の57の交付金等の交付に当たり、地方公共団体が策定した地域計画に基づく取組等に対し、「重点化」及び「一定程度配慮」を行うなどの支援を行う。
- 更に、令和4年度以降は、地域計画の策定状況を踏まえながら、交付金・補助金制度の趣旨等に留意し実効性を考慮しつつ、地域計画の策定を交付要件とする「要件化」及び当該年度の採択、予算配分において地域計画に明記された事業への「重点化」を行うとともに、「重点化」及び「一定程度配慮」支援対象の追加を検討することにより、地域計画の策定・改訂及び地域の強靱化の取組を一層促進するものとする。
- 「見える化」については、地域計画の策定状況に応じた地方公共団体等の取組に対する、関係府省庁による「重点化」の状況について、令和4年度予算措置の実績（予算額等）を、令和4年7月頃に内閣官房において取りまとめ・公表する。
- 上記について、内閣官房及び関係府省庁において、早期に分かりやすく地方

公共団体に周知し、地域計画の早期策定・改訂及びそれに基づく取組の推進を促す。

(4) 民間取組の促進

- 関係府省庁は、民間事業者への情報の徹底した提供・共有や連携により、国土強靱化に資する自主的な設備投資等を促すとともに、PPP/PFI を活用したインフラ整備や老朽化対策等を進めるほか、民間の投資を一層誘発する仕組み（例えば、規制の見直し、税制の活用、ESG 投資やインパクト投資の促進等）の具体化を着実に進める。加えて、民間企業等の事業継続の取組を一層促進する。

(5) 広報・普及啓発活動の推進

- 国土強靱化に関する広報・普及啓発活動の充実を図るため、関係府省庁や地方自治体等のあらゆる関係者が連携し、国土強靱化に関するビジョンを共有し、広報・普及啓発の対象者を明確にして戦略的に進めていくこととし、年内を目途に国土強靱化広報・普及啓発活動戦略（仮称）を関係府省庁の協力も得て取りまとめる。

3. 令和4年度予算の概算要求等について

- 国土強靱化については、「経済財政運営と改革の基本方針 2021」（令和3年6月18日閣議決定）（以下、「骨太の方針 2021」という。）において、切迫化する大規模地震災害、相次ぐ気象災害、火山災害、インフラ老朽化等の国家の危機に打ち勝ち、国民の命と暮らしを守り、社会の重要な機能を維持するため、基本計画に基づき、必要・十分な予算を確保し、ハード・ソフト一体となった取組を強力に推進するとされている。また、5か年加速化対策を推進し、引き続き、災害に屈しない国土づくりを進めるとされている。
- このため、関係府省庁は、国土強靱化関係予算について、基本計画及び年次計画 2021 に則るとともに、骨太の方針 2021 を踏まえ、必要・十分な予算を確保し、ハード・ソフト一体となった取組を強力に推進するため、「新たな成長推進枠」の活用も含め、メリハリをつけた令和4年度概算要求および税制改正要望等を行う。このうち、5か年加速化対策に係る予算については、「次年度以降の各年度にお

ける取扱いについても、予算編成過程で検討する」等とした趣旨に沿って、適切に対応する。

- なお、要求に当たっては、横断的分野である「リスクコミュニケーション」「人材育成」「官民連携」「老朽化対策」「研究開発」に係る取組、ハード・ソフト一体となった取組、及び非常時のみならず平常時にも活用される取組にも留意する。
- 内閣官房は、8月末を目途に、関係府省庁の概算要求と税制改正要望を取りまとめ、公表する。

「経済財政運営と改革の基本方針 2021」(令和 3 年 6 月 18 日閣議決定)(抜粋)

第 1 章 新型コロナウイルス感染症の克服とポストコロナの経済社会のビジョン

5. 防災・減災、国土強靱化、東日本大震災等からの復興

(1) 防災・減災、国土強靱化

発災から 10 年を迎えた東日本大震災で得られた経験も教訓に、切迫化する大規模地震災害、相次ぐ気象災害、火山災害、インフラ老朽化等の国家の危機に打ち勝ち、国民の命と暮らしを守り、社会の重要な機能を維持するため、「国土強靱化基本計画」に基づき、必要・十分な予算を確保し、自助・共助・公助を適切に組み合わせ、本年、具体化される気候変動への取組強化、防災・減災、国土強靱化新時代等の新たな動きと歩調を合わせて、女性、高齢者や障害者など多様な視点を踏まえながら、ハード・ソフト一体となった取組を強力に推進する。

気候変動の影響により激甚化・頻発化する水害・土砂災害や高潮・高波への対策として、堤防・ダム・砂防堰堤・下水道・ため池の整備、森林整備・治山対策、ダムの事前放流・堆砂対策、線状降水帯等の予測精度向上、グリーンインフラの活用、災害リスクも勘案した土地利用規制等を含むまちづくりとの連携など、流域全体を俯瞰した流域治水を推進する。令和 2 年度豪雪も教訓に豪雪時の道路交通確保対策を強化する。本年 2 月の福島県沖を震源とする地震被害も踏まえ、災害に強い道路、鉄道、海上交通ネットワークの構築等を推進する。無電柱化、インフラ老朽化対策等を加速するとともに、TEC-FORCE 等防災の体制・機能の拡充・強化、消防団を含む消防防災力の充実、学校など避難拠点の防災機能強化、複合災害や熱中症対策など地域特性を考慮した避難所の環境改善、NGO 等との官民連携、防災ボランティア等や気象防災アドバイザーの充実、次期気象衛星や防災デジタルプラットフォーム及び防災 IoT 等デジタル技術を活用した災害関連情報の高度化、要配慮者避難の促進等、防災教育、船舶や医療コンテナの活用を含む医療体制の強化等による地域防災力の向上を図りつつ、事前復興の観点を含め行政と住民等との災害リスクコミュニケーションを推進する。

中長期的な目標の下、取組の更なる加速化・深化を図るため、追加的に必要となる事業規模等を定めた「防災・減災、国土強靱化のための 5 か年加速化対策」を推進し、引き続き、災害に屈しない国土づくりを進める。

「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」(令和2年12月11日閣議決定)(抜粋)

第4章 対策の事業規模

第2章において示した重点的に取り組むべき対策について、加速化・深化を図る観点から、追加的に必要となる事業規模は、今後5年間でおおむね15兆円程度を目途としており、別表のとおりである。また、対策の初年度については、令和2年度第3次補正予算により措置する。

次年度以降の各年度における取扱いについても、予算編成過程で検討することとし、今後の災害の発生状況や事業の進捗状況、経済情勢・財政事情等を踏まえ、機動的・弾力的に対応する。

また、本対策には、財政措置に加え、財政投融资のほか、民間事業者等による事業が想定されている。